

障害者差別のない「おおつ」を目指して

～障害者差別解消法の施行を控えて今なすべきことを考える～

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が2016年4月に施行されます。

障害者差別禁止に向けた動きとしては、法律の制定前から2005年千葉県をはじめ14の都道府県・市において条例づくりが進められ、2015年4月に「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が施行され、障害者差別をなくすための取り組みが法律によってのみではなく、当事者・支援者・市民とともに取り組まれています。

そこで、京都府の条例づくりに関わられた方々をお招きし、条例づくりの経過、現状と課題をお話いただき、大津でできることをみなさんと一緒に考えたいと思います。

日時：2015年12月11日（金）13時30分～16時30分

場所：明日都浜大津 大ホール 大津市浜大津4丁目1番1号

資料代：300円

講演

「障害者差別解消法の概要」 民谷 渉氏（弁護士・つくし法律事務所）

話題提供

「各地の条例づくりの現状」 久保厚子氏（全国手をつなぐ育成会連合会会長）

シンポジウム

「京都府の条例づくりの経過、現状と課題」

シンポジスト 矢吹文敏氏（日本自立生活センター 所長）

田尻 彰氏（京都府視覚障害者協会 副会長）

久保厚子氏（全国手をつなぐ育成会連合会 会長）

障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例は、条例の制定にむけ、幅広い府民の議論を行うため、当事者、当事者団体、有識者や関係機関からの委員33名からなる「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例（仮称）検討会議」を設置し、検討を進められました。その委員の中からシンポジストをお招きしました。

主催 大津市・大津市障害者自立支援協議会・特定非営利活動法人 おおつ「障害者の生活と労働」協議会



〈 問い合わせ・申し込み先 〉

やまびこ総合支援センター内
大津市障害者自立支援協議会 事務局

TEL 077-527-0486

FAX 077-527-0334

11月27日（金）迄に別紙様式ファックスでお申し込み下さい。

別紙 (FAX 送信票は不要です)

大津市自立支援協議会事務局 松岡 宛
(FAX 077-527-0334)

「障害者差別をなくすために」研修会 参加申込書

所 属 _____

電 話 _____

参 加 者 氏 名	所 属

必要な準備がありましたら ○ をお願いします

手話通訳 ・ 要約筆記 ・ テキスト版資料 ・ その他 ()

*講師等への質問を事前に受付けますのでご自由にご記入ください。

2015年11月27日(金)までに提出くださいますようお願いいたします。